

平成16年（行ウ）第20号 八ツ場ダム費用支出差止等請求住民訴訟事件

原告 柏村忠志

被告 茨城県知事 外1名

意見陳述書

2006（平成18）年7月25日

水戸地方裁判所民事第2部 御 中

土浦市中央1-14-2

原告本人 船 津 寛

別紙資料に基づき意見陳述します。

茨城県の水道行政の問題点と課題

- 茨城県は、土浦市の人口予測を押しつけ、その後の人口や水需用の実体を見直しを行わなかった。
- 市民は県南で最も高い、水道料金の引き下げを求め、10,672名の署名を土浦市議会議長に提出(H15年12月)。
- 市民は、土浦市と県との過大な水需給契約の変更等を求め、315名による住民監査請求を行った(H16年12月)。

原告 船津 寛

原告の船津 寛です。このスライドにある、3点を読み、内容を申し上げたいと存じます。

県の人口予測押しつけの経過

S51年3月 県は「茨城県総合基本計画作成資料」S60年度の県南の人口をS50年比155%と推定。

6月 土浦市は「第2回総合企画審議会」でS60年度132%増の第1次案137,000人と推定

8月 土浦市は「第4回総合企画審議会」2つの案を追加した。

第2案:144%増→15万人

第3案:154%増→16万人

9月 県は「茨城県民福祉基本計画」でS60年度の県南人口S50年比で155%に決定

11月 土浦市は「土浦市総合企画審議会」154%増に決定

S53年 県は「県南地域広域的水道整備計画」を決定し、S60年16万人、平成12年(2000年)239,000人となりました。

昭和51年3月、県は「茨城県総合基本計画作成資料」において、県南人口を「155%増」と推定し、次の文章を記しました。「この総合計画は、県政の目標と施策を総合的に明示するもので、県政運営の基本とするものであるが、同時に市町村政の指針及び民間諸活動の誘導指針として活用されることを期待するものである。」これは県が、この計画によって市町村政と民間活動まで誘導する強い決意を述べたものです。しかし、6月の土浦市の「第2回総合企画審議会」の第1次案では137,000人と推定したが、県からの強い圧力で第2次案、第3次案を出しました。そして、土浦市が未決定のまま、県は9月に、3月に推定した155%「茨城県民福祉基本計画」で決定してしまったのです。その後、土浦市が県の圧力で154%に決定せざるをえなかったのです。この決定がS53年県は「県南地域広域的水道整備計画」に反映されました。

茨城県はS51年9月、土浦市が「推定」を決定する前に、過大水需用予測を押しつけてきた、「茨城県民福祉基本計画」です。
 「茨城県民福祉基本計画」(S51年, 9月, S60年県南人口155%増とする)

茨城県民福祉基本計画

--- 真の豊かさを求めて ---

	昭和49年	50	60
県	2,056	2,342	3,000
北茨城	531	728	870
東茨城	335	401	483
南茨城	187	227	281
水戸	464	552	697
高	142	188	240

茨城県知事 佐々木 武

昭和51年9月、県は「茨城県民福祉基本計画」で155%増を決定した文書です。右文書の下から2行目で、茨城県南の予測人口を昭和50年で597,000人、60年928,000人と記しています、これは155%増になります。

県が土浦市に押しけた人口予測

(S53年、茨城県策定、「県南地域広域的水道整備計画書」より)

- H12年10月人口:239,000人
- H17年10月人口:134,734人

- 誤差 104,266人

昭和53年、県は昭和60年度、県南の人口増を155%増、16万人と決定し、昭和53年県は「県南地域広域的水道整備計画」発表しました。その計画では平成12年度(昭和75年度、西暦2000年度)の土浦市の人口を239,000としました。平成17年の土浦市の人口は134,734人であり、その差104,266となります。

茨城県水道事業の問題点

- (1) S53年、県は、「県南地域広域的下水道整備計画」が、その後の人口、受水量の実体を知りながら計画の見直しを1度も行わなかったこと。
- (2) 県はS56年、土浦市長と契約した、1日最大給水量64,100m³が過大であることを知りながら、土浦市との契約変更をしなかったこと
- (3) 1日最大受水量の水量契約は、県が需給水量を示し、土浦市が承諾する契約になっている、この契約は、過大水量の押しつけである。
(土浦市は17年間で34億円過払い)。

県が自ら押し付けた過大な人口や受水量計画に対し、①その計画作成の手続きと②予測値の誤りをおかしてまきました。そして、④その間違った計画を28年間修正せず、給水量の拡大計画をはかってきました。また、受水自治体に過大な配水施設つくらせ、農村部まで井戸を使用しない水道敷設を行ってきました、高すぎる水道料金を減らそうと市民は節約につとめています。市民は、こうした県の誤った水道行政を、受水自治体と市民の意見を反映した抜本的に改善されるよう求めているのです。

土浦市監査委員が市長に契約改定を強く要望

- H16年度、土浦市民315名が県に対し、過払い金の返還請求と、契約変更を求めて監査請求した。
- 土浦市監査委員は「…県に対して、より適正な水量への変更を含めた改訂協議を強く要望し、市民の負担する水道料金について、軽減が図られるよう努力されたい…」と土浦市長に要望し、315名の請求人に通知した。

土浦市民は、県に支払った1日最大受水量に対する過大契約水量の支払代金の返還と、県との1日最大実受水量契約を見直すよう土浦市監査委員に監査請求しました。監査委員の指摘の通り、市民は契約水量を早急に改善することを望んでいるのです。土浦市は県に昭和63年から平成16年までの17年間で34億円過払いしております。

(1) 県は28年間、過大な1日最大需給水量を修正していない。

(2) 実受水量はS53年県計画の32%、S56年契約水量の66%。

S53年県計画1日最大需要水量(km ³) H12年度～	S56年、県と土浦市の契約水量(m ³)、S62年度～	S63年契約、64100m ³ 県供給施設未完成の場合の土浦市との需給水量契約	2004年度、実受水量(m ³)
133,200	64,100	56,261	42,371

県が押しつけた契約を、人口や受水量の基礎データが激減しているにもかかわらず、28年間も変更せず、施設の拡大により受水自治体との過大水量を契約してきたことは謀略的である。